【様式１】

平成２９年８月１５日

文部科学省初等中等教育局長　殿

管理機関　　武蔵村山市教育委員会

（代表者職氏名）　持　田　浩　志　　印

教　育　課　程　特　例　校　指　定　申　請　書

別紙計画のとおり、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し教育を実施することを希望するので、学校長の同意書を添えて申請します。

（別紙）【様式２】

特別の教育課程編成・実施計画

１　特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

武蔵村山市教育委員会

２　特別の教育課程を編成・実施する学校一覧

学校名	設置者の別	学校の種類
武蔵村山市立第八小学校	公立	小学校

３　特別の教育課程の内容

（１）特別の教育課程の概要

日本人としての誇りをもって、国際社会で生き抜く実践力を育むため、道徳の時間を「徳育科」として再編し、道徳の時間の指導内容に加えて、日本の文化や習慣の中で長きにわたり定着してきた礼儀作法の実践的指導教材作成及び評価の在り方についての研究開発を行う。

具体的には、①礼儀作法に関する系統的な指導計画と教材の開発、②我が国の先人の生き方から自らの生き方を考えさせるための読み物教材の作成、③全時間における評価の在り方の検討、④個別支援・指導の方法等について研究開発を行うとともに、児童の具体的な変容について、児童自身、保護者、地域の方々による意識調査、行動記録等に基づいて検証し、将来の道徳教育の在り方について、本校としての提言を行う。

（２）必要となる教育課程の基準の特例

○全学年において、道徳の時間を「徳育科」として再編して、各学年で年間４５単位時間実施する。
○「徳育科」の内容については、（１）道徳の時間の指導に関する内容（２）礼儀作法の実践的指導に関する内容とする。
○「徳育科」では、全学年において、上記（１）については３０単位時間程度を、（２）については１５時間程度を充てる。

（３）学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本校は、地域の方が積極的に学校運営に携わるコミュニティスクールである。道徳的実践につなげることを重視した徳育科の実施により、各教科，外国語活動，特別活動及び総合的な学習の時間などとの関連がより明確になり、下記のような効果的な教育が実施できると考える。

○人権教育(相手を大切にする心，尊重する態度)
○キャリア教育(働くことの意義，役に立つ人の振る舞い方)
○特別活動（異学年との関わり，儀式的行事の意味指導など）
○国語科での敬語や言葉遣いの指導との関連
○クラブ活動での高校生や外部指導員との関わり（挨拶，振る舞い方）
○交通安全指導員や教育ボランティアとの関わり
○補習学習での学習支援でお世話になった人や保護者との関わり

（４）法令上の教育の目標等との関係

ア　教育基本法及び学校教育法における教育の目標に関する規定との関係

教育基本法第２条に規定されている教育の目標として、同条第１項から第５項まで「豊かな情操と道徳心」「自主自律の精神」「自他の敬愛と協力」「主体的な社会参画」「生命尊重」「伝統と文化の尊重」など、道徳教育に深く関わることが示されている。また、学校教育法第１８条には、小学校教育の目標として同条第１項に「正しい理解と協働、自主及び自律の精神」、第２項「国際協調の精神」と示されている。申請する「徳育科」は、これらに関する資質や能力を育成し、発展させる時間となる。

イ　学習指導要領に定める内容事項が特別の教育課程において適切に取り扱われていること

学習指導要領　道徳編、第３章「道徳の内容」に道徳の内容項目は，「第１学年及び第２学年が１６項目，第３学年及び第４学年が１８項目，第５学年及び第６学年が２２項目にまとめられている。これらは、関連的，発展的にとらえ，計画作成や指導に際して重点的な扱いを工夫してこそ，その効果を高めることができる。」と示されている。このことを踏まえ、「徳育科」では礼儀作法に関する実践的指導内容を整理し、位置付ける。

ウ　学習指導要領に定める内容事項を指導するための総授業時数が特別の教育課程において確保されていること

新設する「徳育科」は、従来の道徳の時間の標準授業時数である３５単位時間と「完全午前５時間制」により生み出される余剰時数の内の１０単位時間を充当し、他の教科等が標準時数を下回らないように教育課程を編成する。

（５）児童又は生徒の教育上適切な配慮及び保護者への配慮

ア　児童又は生徒の発達の段階並びに各教科等の内容の系統性及び体系性への配慮

道徳の時間の内容項目の指導の観点が発達の段階に即して位置付けられていることを踏まえ、礼儀作法に関する実践的指導内容も同様に発達の段階に即して指導内容を系統的に整理して位置付ける。

イ　保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮

「徳育科」の指導に係る教材等は、教育委員会及び申請校が作成するものであり、基本的に保護者に特段の経済的負担を強いることはしない。また、学習指導要領に示されている道徳科の指導内容については、年間を通じて、全内容を指導することから、義務教育における機会均等を損なう状況は発生しない。

ウ　児童又は生徒の教育課程特例校への転出入に対する配慮

児童が申請校から他校へ転出する場合、または他校から申請校に転入する場合において、学習指導要領に示されている指導内容については、年間を通じて、欠落することなく全内容を指導することから、特段の問題は生じない。

エ　その他特例の実施に当たって必要と考えられる配慮等

「徳育科」の礼儀作法に関する実践的な指導内容について、必要性と具体的な内容を分かりやすく児童、保護者、地域に発信するとともに、理解と協力を得ることが大切である。

（６）特例の適用開始日

平成３０年４月１日

（７）取組の期間

平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日

（８）計画の実施状況の把握・検証及び文部科学省への報告

○児童の変容のための調査における成果検証（全学年・９月）

○「徳育科」全体における授業研究と学習評価の結果に基づく成果検証（１１月）

○保護者アンケート、学校自己評価、学校関係者評価等による成果等検証（１１月）

○研究報告会における参加者からの意見聴取による成果検証（１月）

○研究報告書を作成し、文部科学省に報告する。

【担当者】

１．管理機関

名称	武蔵村山市教育委員会
住所	〒208 - 8501
連絡先	電話番号　　042 - 565 - 1111　内線 431 ＦＡＸ番号　042 - 566 - 4490 Ｅ－ｍａｉｌ　1017015@city.musashimurayama.lg.jp
担当者	所属・職名　　指導・教育センター担当課長
作成年月日、修正年月日	平成２９年８月１４日

２．都道府県教育委員会/都道府県私立学校主管課

名称	東京都教育庁
住所	〒１６３－８００１　新宿区西新宿２－８－１ 東京都庁第一本庁舎　３８階
連絡先	電話番号　　０３－５３２０－６８６９ ＦＡＸ番号　０３－５３８８－１７３３ Ｅ－ｍａｉｌ　S9000020@section.metro.tokyo.jp
担当者	所属・職名　指導部指導企画課・指導主事

東京都武蔵村山市立第八小学校　教育課程表

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	新設教科等の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
第1学年	306		136		102	68	68		102	**0** (-34)	34			**45** (+45)	**861** (+11)
第2学年	315		175		105	70	70		105	**0** (-35)	35			**45** (+45)	**920** (+10)
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	**0** (-35)	35	70		**45** (+45)	**955** (+10)
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	**0** (-35)	35	70		**45** (+45)	**990** (+10)
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	**0** (-35)	35	70	35	**45** (+45)	**990** (+10)
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	**0** (-35)	35	70	35	**45** (+45)	**990** (+10)
合計	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	**0** (-209)	70	280	70	**209** (+270)	**5706** (+61)

＊１　標準授業時数と異なる授業時数を設定する教科等については，標準授業時数からの増減を（　）で記入し，網掛けにすること。

＊２　英語による教育（いわゆるイマージョン教育）を行う場合には、標準授業時数や増減時数の下にアンダーラインを引くこと。